

## 社会保険等未加入業者の排除について

建設業等の持続的な発展に必要な人材の確保と、事業間における公平で健全な競争環境の構築を図るため、次のとおり社会保険等未加入の建設業者への対応を厳格にしています。

なお、社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険のこととします。

### (1) 元請業者について

太田市が発注する200万円を超える建設工事や100万円を超える建設関連業務委託においては、社会保険等に加入していること（但し、社会保険等加入適用除外事業者（※）を除く）。

また、元請業者の責務として、下請業者に対して社会保険等未加入に係る指導を行うことを求めます。

なお、社会保険等未加入業者は、入札参加資格申請（ぐんま電子入札共同システム）を行えません。

### (2) 下請業者について

請負金額が4,500万円（建築一式の場合には、9,000万円）以上の建設工事案件については、原則として社会保険等未加入業者との下請負いを認めないものとします（但し、社会保険等加入適用除外業者や、特殊性を有する工種で当該業者の施工が不可欠であると認められる場合を除く）。

### (3) 提出書類について

太田市が発注する建設工事を受注する際に、落札候補者には「下請負に関する誓約書」を、また受注者（落札者）には「下請負に関する届出書」及び「下請負に関する理由書」を提出していただきます。

※ 社会保険等加入適用除外事業者とは、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法に規定する適用除外事由であり、「常時5人未満の従業員」等の規定があります。